

## 生産緑地法第8条第4項に基づく生産緑地地区内行為通知について（手引き） （福祉施設等の建設の場合）

### ●生産緑地地区内行為通知書（様式1）の提出

生産緑地地区内において福祉施設等の設置をしようとする場合は、生産緑地地区内行為通知書（添付図書を含む）を提出してください。

### ●生産緑地地区内行為通知書の記載事項

- 面積 行為を行う生産緑地部分の面積を記入
- 行為の種類 該当する番号に○を記入（複数可）
- 行為の内容 公共施設等の設置又は管理に係る行為の内容を記入

例：・保育所の建設に伴う農地の形質変更

・地域密着型介護老人福祉施設等の複合施設の建設に伴う農地の形質変更

- 行為の期間 工程表に記載する工事の期間を記入

- 公共施設等の種別 生産緑地法第2条第2号に規定する公共施設等に該当する根拠法令を記入

例：・児童福祉法第7条1項による保育所

・介護保険法第8条第22項による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第9項による短期入所生活介護、同条第20項による認知症対応型共同生活介護、同条第19項による小規模多機能型居宅介護を行う複合施設

### ●添付図書

	図書の種類	表示事項、記載内容等
1	事業実施の確実性を担保する書類	福祉施設整備費補助金の内示通知の写し等
2	所有者の同意を確認できる書類	土地契約書、同意書等 (行為者が所有者本人の場合は不要)
3	土地登記簿謄本	事業に伴い分合筆がある場合は、分合筆後の書類 (発行日から3か月以内もの)
4	公図の写し	
5	地積測量図	
6	工程表	各種手続き、工事等の工程
9	計画図等	位置図、求積図(敷地面積及び生産緑地面積を確認できる図面及び求積表)、現況図、配置図(生産緑地の区域等を示したもの)、各階平面図、立面図(二面以上)等
10	委任状	通知手続きを行為者の代理人が行う場合
11	その他必要書類	

### ●提出時期（通知書の確認に時間を要しますので、お早めに提出ください）

- ・建築確認申請を必要とする行為

建築確認申請の前に提出してください。

- ・建築確認申請を必要としない行為

行為の着工までに提出してください。

### ●提出部数

1部

[提出先及び問合せ先] 豊中市都市計画推進部都市計画課（市役所第2庁舎4階）  
都市計画係 電話：06-6858-2089